

令和3年度 神戸市指導監査基準【婦人保護施設】

着 眼 点	最低基準（厚生労働省令）をはじめ、関係法令、通達等に基づき実施する指導監査の範囲及び主な観点を示しています。	
根拠法令等	着眼点ごとに、最低基準等の関係根拠法令、通達及びその説明内容を示しています。	
指導監査基準	着眼点ごとに、不備、不適正等が認められる場合に、その指導を行う内容の基準を示しています。	
区 分	不備・不適正等の状況は多種多様であるため、特に適正な法人運営、施設運営及び利用者処遇を確保する観点から、以下のとおり、是正・改善等を指摘、指導する際の標準的な区分を設定しています。	
【C】	是正の報告を要する事項 (重要事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・最低基準等関係法令・通達等に抵触しており、不備・不適合の状況や利用者処遇・施設運営等への支障又は支障となるおそれが著しい事項。 ・改善の報告を要する事項で、改善報告の内容が履行されないもの。 <p>※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の是正状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、是正の内容等を具体的かつ明確に記載した文書（是正報告書）の報告を求めます。</p>
【B】	改善の報告を要する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・最低基準等関係法令・通達等に抵触しており、不備・不適合の状況や利用者処遇・施設運営等への支障又は支障となるおそれがある事項。 ・周知期間が十分経過していない最低基準等関係法令・通達に係る改正事項で、重大な支障を生じていないもの。 <p>※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の改善状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、改善の内容等を具体的かつ明確に記載した文書（改善報告書）の報告を求めます。</p>
【A】	指導・助言する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・最低基準その他根拠法令等に抵触しているが、その程度が軽微であるか、改善が見込まれるため、指導を行う事項。 ・施設運営管理や利用者への処遇に資するものと考えられる事項についての助言。「助言」と明示します。（状況・内容により、実地において口頭で指導を行う場合があります。） <p>※法人又は施設において、自主的な是正・改善措置をとることを指導するもので、報告書の提出は求めませんが、次回監査時に改善されていなければ、B又はC指摘する場合があります（「助言」を除く。）。</p>

* 不備・不適合な事項について、文書による指摘を受けるまでに自主的に改善を進めている事案については、評価区分を1～2区分より軽易な事項として取り扱う場合があります。

根拠法令、通知等（婦人保護施設）

省 略 標 記	正 式 名 称		公布年月日
売春防止法	売春防止法	昭和31年法律第118号	昭和31年5月24日
婦人保護施設基準条例	神戸市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例	条例第76号	平成25年3月29日
婦人保護施設最低基準	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準	平成14年厚生労働省令第49号	平成14年3月27日

婦人保護事業実施要領	婦人保護事業実施要領	厚生省発社第34号	昭和38年3月19日
指導監督徹底通知	社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について	雇児発第488号 社援発第1275号 老発第274号	平成13年7月23日
社福施設感染症等発生時報告通知	社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について	健発第0222002号 薬食発第0222001号 雇児発第0222001号 社援発第0222002号 老発第0222001号	平成17年2月22日
社会福祉施設の長通知	社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について	社庶第83号	昭和47年5月17日

婦人保護施設 指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
1 婦人保護施設への収容保護				
(1) 収容保護の要件	婦人保護施設長は、正当な理由がある場合のほかは要保護女子等の収容保護を拒んでいないか。	婦人保護事業実施要領第4-6-(3)	正当な理由がある場合のほかは要保護女子等の収容保護を拒ばないこと。	C
(2) 収容保護の手続き	収容保護は、婦人相談所長が行う婦人保護施設への収容保護の決定に基づいて行っているか。	婦人保護事業実施要領第4-6-(2)	収容保護は、婦人相談所長が行う婦人保護施設への収容保護の決定に基づいて行うこと。	C
2 施設長、職員				
(1) 施設長、職員	施設長、入所者を指導する職員、調理員並びに施設のその他の業務を行うために必要な職員を置いているか。 (ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。)	婦人保護施設最低基準第8条第1項	施設長、入所者を指導する職員、調理員並びに施設のその他の業務を行うために必要な職員を置いていないので是正すること。	C
(2) 専従	職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者であるか。 (ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りではない。)	婦人保護施設最低基準第8条第2項	職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者ではないので是正すること。	C
3 施設長の資格要件				
施設長の資格	施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものであるか。	婦人保護施設最低基準第9条	施設長は、社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に3年以上従事した者ではないので、交代させること。	C
	一 社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に3年以上従事したものであること。		施設長は、罰金以上の刑に処せられた者であるので、交代させること。	C
	二 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。		施設長は、心身に問題があるので、交代させること。	C
	三 心身ともに健全な者であること。	婦人保護施設基準条例第3条	施設長は、暴力団員等又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であるので、交代させること。	C
	施設長は、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）ではないか。			
4 設備の基準				
(1) 施設の配置、構造及び設備	婦人保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項について十分考慮されているか。	婦人保護施設最低基準第4条	婦人保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項について十分考慮されていないので改善すること。	B
(2) 耐火建築	婦人保護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	婦人保護施設最低基準第10条第1項	入所者の日常生活のために使用する建物が、耐火建築物又は準耐火建築物でないので是正すること。	C

婦人保護施設 指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分	
(3) 設備	<p>婦人保護施設には、次の各号に掲げる設備を設けているか。</p> <p>一 事務室 二 相談室 三 宿直室 四 居室 五 集会室兼談話室 六 静養室 七 医務室 八 作業室 九 食堂 十 調理室 十一 洗面所 十二 浴室 十三 便所 十四 洗濯室 十五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p>	婦人保護施設最低基準第10条第3項	婦人保護施設最低基準に定める必要な設備を設けていないので、是正すること。	C	
(4) 居室の床面積	居室の入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね4.95㎡以上であるか。	婦人保護施設最低基準第10条第4項	居室の入所者一人当たりの床面積が、収納設備等を除き、4.95㎡を下回っているのでは是正すること。	C	
	居室の主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けられているか。		居室の主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けられていないので是正すること。	C	
	寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けているか（ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しない。）。		居室に、寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けていないので改善すること。	B	
(5) 相談室	相談室には、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。		相談室に、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等が設けられていないので改善すること。	B	
(6) 医務室	医務室には、入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えているか。		医務室に、入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えていないので是正すること。	C	
(7) 食堂及び調理室	食堂及び調理室には、食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じているか。		食堂及び調理室に、食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じていないので是正すること。	C	
(8) その他の設備	廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けているか。		その他に必要な設備を設けていないので、是正すること。		C
	火気を使用する部分は、不燃材料を用いているか。				C

婦人保護施設 指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
5 処遇				
(1) 居室入所人員	一の居室に入所させる人員は、原則として4人以下としているか。	婦人保護施設最低基準第11条	一の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とすること。	C
(2) 教養の向上、レクリエーション等	教養の向上、機能回復訓練、施設内作業、レクリエーション、その他余暇の善用等、豊かな生活を送らせるための配慮をしているか。	指導監督徹底通知5(4)ウ前段	教養の向上、機能回復訓練、施設内作業、レクリエーション、その他余暇の善用等、豊かな生活を送らせるための配慮をすること。	B
(3) 被服等の支給	被服等に困窮している要保護女子等に対して、被服等を支給しているか。	婦人保護事業実施要領第4-6-(4)	被服等に困窮している要保護女子等に対して、被服等を支給すること。	B
(4) 利用者と施設職員との円滑な人間関係	利用者と施設職員との相互の円滑な人間関係を確保しているか。	指導監督徹底通知5(4)イ	利用者と施設職員との相互の円滑な人間関係を確保すること。	C
(5) 危害の防止及び防災	入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されているか。	婦人保護施設最低基準第4条	入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されていないので是正すること。	C
(6) 暴力被害女性の人権尊重	暴力被害女性の保護にあたり、暴力被害女性の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重した扱いをしているか。	婦人保護事業実施要領第5-5	国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重した扱いをすること。	C
(7) 暴力被害女性の安全、守秘	暴力被害女性の保護にあたり、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしているか。		暴力被害女性の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をすること。	C
(8) 健康診断	入所者については、毎年2回以上定期的に健康診断を行っているか。	婦人保護施設最低基準第14条第1項	毎年2回以上定期的に健康診断を行うこと。	C
(9) 清潔	居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしているか。	婦人保護施設最低基準第14条第2項	居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にすること。	B
(10) 飲食の衛生的管理	入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めているか。	婦人保護施設最低基準第14条第3項	入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的に管理すること。	C
(11) 医薬品等の管理	医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行っているか。		医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行うこと。	C
6 自立の支援等				
(1) 就労生活指導援助	入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行っているか。	婦人保護施設最低基準第12条第1項 指導監督徹底通知5(4)ア	入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を適切、かつ、効果的に行うこと。	C
(2) 私生活の尊重	入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行うに際して、私生活を尊重して行っているか。	婦人保護施設最低基準第12条第2項	入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行うに際して、私生活を尊重して行うこと。	C
(3) 日常生活に関する規程	入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めているか。	婦人保護施設最低基準第12条第3項	入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めること。	B
(4) 自立促進計画	入所者の自立を促進するため、各入所者ごとに自立促進計画を作成しているか。	婦人保護施設最低基準第12条第4項	各入所者ごとに自立促進計画を作成すること。	C

婦人保護施設 指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
7 給付金として支払を受けた金銭の管理				
(1) 給付金の区分管理	入所者に係る給付金及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む）をその他の財産と区分して管理しているか。	婦人保護施設最低基準第14条の2	入所者に係る給付金及びこれに準ずるもの及びこれらの運用により生じた収益をその他の財産と区分して管理すること。	B
(2) 給付金の利用	入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いているか。		入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。	C
(3) 寄附金の強要	施設利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要し、また、これを不正に使用していないか。	指導監督徹底通知5（4）工前段	施設利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要しないこと。	C
(4) 利用者負担	施設負担としている利用者の日常生活用品等について、利用者から実費徴収等を行っていないか。	売春防止法第38条第1項	施設会計で負担すべき経費を利用者に負担させないこと。	C
(5) 利用者からの預り金	施設利用者からの預り金の適正な保管及び処理を行っているか。	指導監督徹底通知5（4）工後段	施設利用者からの預り金について、適正に保管及び処理を行うこと。	C
(6) 入所者に係る金銭の帳簿の整備	入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。	婦人保護施設最低基準第14条の2	入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。	B
(7) 退所時の金銭返還	入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に返還しているか。		入所者に係る金銭を退所時に、速やかに返還すること。	C
(8) 遺留金品	遺留金品については、その品目、数量等についてその都度遺留金品台帳に記録して保管しているか。又は、当該遺留品が腐敗し又は滅失するおそれがある場合は、これを売却し、その代価を遺留金品台帳に記録して保管しているか。	婦人保護事業実施要領第5-2	遺留金品については、その品目、数量等についてその都度遺留金品台帳に記録して保管等すること。	B
8 関係機関との連携				
(1) 関係機関との連携	婦人相談所、福祉事務所、都道府県警察、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しているか。	婦人保護施設最低基準第15条	婦人相談所、福祉事務所、都道府県警察、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携すること。	C
(2) 協力機関との連携	施設利用者について、協力機関との緊密な連携を図っているか。	婦人保護事業実施要領第2	協力機関との緊密な連携を図ること。	B
(3) 退所後の関係機関との連携	退所後における要保護女子等の後保護及び指導について、関係機関等と連絡をとり、遺漏のないようにしているか。	婦人保護事業実施要領第4-6-(6)	退所後における要保護女子等の後保護及び指導について、関係機関等と連絡をとり、遺漏のないようにすること。	B
(4) 他の社会福祉施策機関との連携	他の社会福祉施策の対象となる者について措置を採るに当たっては、これら関係機関と十分協議した上でやっているか。	婦人保護事業実施要領第5-1	他の社会福祉施策の対象となる者について措置を採るに当たっては、これら関係機関と十分協議した上で行うこと。	B
9 婦人保護施設の設置者に関する基準				
暴力団員等の支配排除	婦人保護施設の設置者は、暴力団員等がその事業活動を支配するものでないか。	婦人保護施設基準条例第6条	暴力団員等の支配を断固排除すること。	C

婦人保護施設 指導監査基準

項目	着眼点	根拠法令等	指導監査基準	区分
11 事故防止対策				
(1) 事故防止対策	事故発生防止のためにヒヤリハット事例を報告、分析し防止対策を策定しているか。	社福施設感染症等発生時報告通知	事故発生防止の取組みが不十分なので是正すること。	C
	事故防止マニュアルを策定しているか。			
(2) 事故発生時の対応	施設で想定される事故について、事故発生時の対応マニュアルを策定し、職員に周知しているか。		事故発生を想定した対応マニュアルを作成し職員に周知すること。	B
	事故が発生した場合は、速やかに事業所管課等関係機関、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じているか。		事故が発生した場合には、速やかに入所者の家族等に連絡するとともに、施設所管課に事故報告を行うこと。	C
	事故が発生した場合は、事故の状況及び対応等を正確に記録し、再発防止策の策定等に活用しているか。		事故の状況及びその対応等に関する記録簿を整備すること。	B
	発生した事故の態様に応じた、再発防止策を策定しているか。		事故の原因を解明し、事故の再発防止のための対策を講じること。	B
	賠償すべき事故が発生した場合に備えて、損害賠償保険への加入等必要な措置を講じているか。		賠償すべき事故が発生した場合に備えて、損害賠償保険への加入等必要な措置を講じること。	B